

2023年12月13日
九州電力株式会社

「特定小売供給約款以外の供給条件」の認可を受けました

— 国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により電気料金の割引を継続 —

当社は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業※」の継続を受け、事業継続期間の2024年1月～5月使用分^(注)の電気料金について、引き続き割り引くことを定めた「特定小売供給約款以外の供給条件」の申請を、2023年12月4日におこなっていましたが、本日、経済産業大臣から認可を受けましたので、お知らせします。

(注) 料金の請求は2024年2月分～6月分
(申請の詳細は [2023年12月4日お知らせ済み](#))

なお、料金割引の継続について、お客さまからのお申し込みは不要です。
(電気料金割引の詳細は別紙をご覧ください)

【国の事業内容に関するお問い合わせ先】

電気・ガス価格激変緩和対策事業 事務局

お問い合わせ窓口：0120-013-305

[受付時間 9～17時 (年末年始を除く)]

※ 2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策で、2023年11月に政府が決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」で2024年2月分～6月分の継続が決定しました。2023年2月分料金より、毎月の請求書に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気・都市ガス料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減することを目的に実施されています。

国のモデルケース

<電気>

低圧400kWh/月で、2024年1月～5月使用分は、毎月1,400円、2024年6月分は720円の割引
詳細は、資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

[引き続き、電気・都市ガス料金の負担軽減を行います | 資源エネルギー庁]

(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp>)

以上